

○議長（武田慎一）立村好司議員。

〔10番立村好司議員登壇〕

○10番（立村好司）おはようございます。自民党議員会の立村です。
よろしく願いいたします。

私からは、まず初めに、持続可能な行政運営について5点、まずは、包括外部監査結果を受けての県の対応についてお伺いいたします。

昨年度は「外郭団体の経営状況と管理体制」というテーマで包括外部監査が行われ、3月に監査結果報告書が提出されました。内容を一読いたしましたが、様々な指摘、意見がなされています。

中でも注目されたのは、多くの外郭団体では単年度の事業計画は策定しているが、複数年の事業計画を策定しているケースはごく僅かであり、指定管理者制度への対応や建物の老朽化などの課題に取り組むためにも、中長期的な経営計画の策定を検討すべきといった記載でした。確かに、民間企業であれば、中長期的な経営計画の策定は当然のことです。

外郭団体のアンケート結果によれば、経営課題として、指定管理者選定漏れを挙げた団体があったとのことですが、外郭団体には本来、行政活動を補完する当該団体固有の設立目的があり、指定管理の有無にかかわらず、その目的達成に沿った中長期的な取組や自主的、自立的な経営が求められるものであります。

監査結果報告書の提出を受けて、県は昨年12月に監査結果に基づき講じた措置を通知、公表されたところです。

そこでお伺いします。公表された措置によれば、県は包括外部監査結果の報告を受けて、今年度中に外郭団体の指導監督、評価等に

関する指針を策定することなのですが、当該指針の内容はどのようなものか、その活用方法と併せて、田中経営管理部長にお伺いいたします。

次に、県総合運動公園でのトライアルサウンディングについてお伺いいたします。

先日、県総合運動公園内で県武道館の起工式が行われたところですが、県では、令和9年度から県総合運動公園と武道館の管理運営を一体的に指定管理者に行わせることを前提に、今年度、トライアルサウンディングを実施されました。

これは、民間事業者に公園を一定の期間、実際に使用してもらい、新たな事業の可能性を試してもらおう取組であり、実施する意義としては、新年度早々に行う指定管理者の募集に当たっての公募条件への反映が挙げられています。

そこでお伺いします。トライアルサウンディングの結果はどのようなものであったのでしょうか。また、その結果を踏まえて、指定管理者の公募条件にどのように反映するのか、杉田生活環境文化部長にお伺いいたします。

次に、指定管理者の指定期間についてお伺いします。

指定期間は法定事項ではないため、各自治体が独自に定めます。本県の指定期間は原則3年とされており、昨年度から、我が会派からの要望もあり、サービス向上のために必要とする場合に限り、指定期間を5年としたものの、原則は3年のままです。

ここ数年の県による次期指定管理者公募に向けたサウンディング調査の結果によれば、設備投資や商品開発、人材採用、PDCAを考えれば、指定管理期間は5年以上が望ましいといった意見が寄せ

られています。また、発注する側である県職員の事務負担の軽減にもつながります。全国の状況を見れば、令和6年の総務省の調査結果によれば、指定管理期間を5年とする自治体が77.1%、5年超が7%となっており8割を超えています。

こうした状況を踏まえ、お伺いいたします。

事業者からすれば、指定期間中の指定管理料が契約時の設定額で原則固定であれば、仮に期間中に賃金や物価が上昇してもそれは考慮されないことから、指定期間が3年と短ければ、それはそれで受忍できるといった点で、メリットといえばメリットだったのかもしれませんが、新年度から指定管理施設への賃金・物価スライド制度を導入することですので、これを契機として、今後の募集に当たっては、指定管理期間は原則として5年とすべきと考えますが、新田知事の所見をお伺いいたします。

次に、先ほど庄司議員も触れられましたが、群マネについてお伺いいたします。

新年度から県と魚津市とが、道路に関し、本県初となる地域インフラ群再生戦略マネジメント、いわゆる群マネを試行されるということです。その際、除雪作業も対象に加えてはどうでしょうか。

これまで除雪については、市町村との連携除雪の区間を順次拡大されるなど、市街地を中心に円滑な除排雪に努められていることは承知していますが、今後の道路の維持管理に群マネは有効な手段であり、今回の試行に大いに期待するものであります。

そこでお伺いいたします。群マネの試行に当たり、除雪についても一体的に行うことで効率化を図るべきと考えますが、金谷土木部長の所見をお伺いいたします。

次に、県庁職員の兼業についてお伺いたします。

人口減少に伴う人材不足等を背景に、民間では、副業や兼業が促進されています。公務員も、地域社会の一員として、公務以外でも地域社会等において活躍されることが期待されています。

昨年6月に総務省から、営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する留意事項についてといった通知が出されました。

その概要は、兼業が許可制とされている地方公務員法の趣旨の範囲内で、創意工夫し、詳細かつ具体的な許可基準を設定すべきこと、住民に対し、透明性や予測可能性を確保する観点から、庁外にも公表することなどが掲げられています。この通知を受けて、他県では、兼業の許可基準を改めて明確化し、そして公表する自治体が出てきており、公務員の兼業を後押ししています。

そこでお伺いします。労働供給制約社会にあって、副業・兼業人材は貴重な存在となり、県庁職員の兼業にも期待が寄せられていることから、詳細かつ具体的な許可基準を設定し、県庁外にも公表することは有意義なことと考えますが、田中経営管理部長の所見をお伺いします。

次に、安全・安心な暮らしの確保について6点、まずは、聴覚障害者の方へのサービスの向上についてお伺いします。

令和2年の聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行により、聴覚障害者の電話利用の円滑化に向けた環境整備が地方公共団体の努力義務とされました。

また昨年、聴覚障害者の国際スポーツ大会であるデフリンピックが国内で初開催されることを受けて、国ではその開催前に、機運の醸成を図ることを目的の一つとして、昨年6月に手話施策推進法が

成立し、6月25日に施行されたところでもあります。この法律により、手話の習得や使用に関する合理的配慮が行われる環境整備が、地方公共団体の責務とされたところです。

今年の6月には、第74回全国ろうあ者大会が本県で開催される予定であり、今議会に関係予算案が提出されておりますが、全国から多数の聴覚障害者等を迎えるホスト県として、率先して、聴覚障害者等に係る施策を充実すべきであると考えます。

そこで、聴覚や発語に困難がある方からの問合せを手話通訳者を介して受けることができる、手話リンクのサービスを県庁の代表電話などに導入してはいかがでしょうか。

他県では、聴覚障害者行政の先進県とされる鳥取県をはじめ、神奈川県や群馬県、佐賀県などが既に導入済みであります。

そして何と、私もこの質問を作成した時点では知らなかったのですが、富山県警が、まさに本日から、県内の全ての交番、駐在所、警備派出所、計152か所において、一部の派出所は後日になるとのことですが、この手話リンクのサービス運用を開始されたところでもあります。

そこでお伺いします。この手話リンクのサービスを先ほど申し上げましたように県庁の代表電話等に導入してはどうか、現在運用している遠隔手話通訳サービスの利用状況と併せて、有賀厚生部長にお伺いいたします。

次に、フリースクール等の出席扱いについてお伺いします。

何らかの理由で、学校に出席できない児童生徒が、フリースクール等学校以外の機関で相談や指導を受けたとき、それが学校で出席扱いになるか否かは、本人または御家族にとって大きな関心事であ

ります。

昨年度から実施されているフリースクール等通所児童生徒支援事業の補助要件の一つとして、校長が指導要録上、出席扱いとしていくこととされています。出席扱いとなる具体の要件については、文部科学省の通知で定められていますが、利用者に周知が行き届いているかは疑問です。

というのも、昨年公表された文部科学省の調査結果によれば、これは全国の状況ですが、学校外の機関で相談指導等を受け、指導要録上、出席扱いとされた児童生徒数は、不登校児童生徒数全体の約12%にすぎません。また、自宅でICT等を活用した学習を行った場合も、一定の要件を満たせば出席扱いになるのですが、こちらに至っては3.7%にすぎません。

そもそも、純粋に出席扱いの要件を満たさないケースもあるとも当然思っております。それにしても低いというのが率直な印象であります。

本来であれば、当事者、フリースクール、学校現場、そして教育委員会が連絡、連携を密にし、出席扱いとすべきか否かを判断すべきところ、そもそも当事者側はそういったことを知らない、教育側はそういった認識が薄いということがあるのではないかと危惧しております。

県教委では、不登校児童生徒支援の手引き及び保護者向けリーフレットなどを作成され、周知を図っておられます。その手引きには出席扱いを判断する具体的な手続などについて、当事者の共通理解を図るためにも、各市町村においてガイドラインを定めるのが望ましいとされています。

そこでお伺いします。今ほど述べた、校長が指導要録上の出席扱いとするか否かを判断する際の具体的な手続などを定めたガイドラインの作成についてですが、市町村に対し、これまで以上に強く促すべきと考えますが、広島教育長の所見をお伺いいたします。

次に、フリースクール等への運営支援についてお伺いします。

こどもまんなか条例、今はまだ仮称ですが、その条例案の策定過程を見させていただきました。1月に行われた最後の有識者会議において、条例案の第12条を修正されています。少し略して御紹介いたしますが、従前は、様々な体験活動に接する機会を得ることができるよう支援するといった規定で、いかにも理念条例といった印象でしたが、修正後では、様々な体験活動を得るため、こども及びこどもの健やかな成長を支える者に対し必要な支援を行うと明記されました。単なる理念条例ではなく、政策的な要素を組み込まれたもので、高く評価するものであります。

条例案で言うところの者——これは自然人であったり法人を指すと思われませんが——に該当するであろう、フリースクールや放課後児童クラブ等に対する新たな支援策が新年度事業に盛り込まれることを期待しましたが、ややインパクトに欠けるという印象であります。

フリースクール等への運営費支援につきましては、11月議会での一般質問、あるいは常任委員会でも議論がなされました。県としては、一言でフリースクールといっても、運営形態などが多種多様で、費用対効果や公平性を考えると難しく、先進地視察を行い、検討していくという内容の答弁でありました。

そこで、提案ですが、フリースクール等への運営費を支援する際

の基準を定めるなど、フリースクール等の認証制度を設けてはいかがでしょうか。事業者としては公的な認証を受けることで社会的な信用を得られるといったメリットがあります。

川西こども家庭支援監の見解をお伺いいたします。

今の話の流れで、引き続き、民間の放課後児童クラブについて、お伺いいたします。

私の地元、婦中町のある小学校で、校舎内での公設の学童保育を自治振興会の方々が中心となって実施されていますが、全ての需要に応えるだけの人員が足りず、定員超過となった児童は、やむなく民間の学童保育を利用されています。保護者の方からは、民間は費用負担が重いといった話を聞いています。今や、民間の学童保育、これは子供の第3の居場所として重要な役割を果たしています。

そこでお伺いします。先ほど御紹介した条例案の規定の趣旨も踏まえ、民間事業者が設置、運営する放課後児童クラブに対する支援に取り組むべきと考えますが、川西支援監の所見をお伺いいたします。

次に、熊対策についてお伺いいたします。

昨年は、熊の出没が山間部だけでなく市街地でも相次ぎ、婦中町では人身被害が発生いたしました。

国において、昨年11月にクマ被害対策パッケージが策定され、これを受けて、県では緊急的、短期的に取り組むこととされた事項を中心に、11月補正で所要の事業予算を計上されたところです。

その事業の中に、春期における個体数管理捕獲の実施がありますが、その進捗はどうなっているのでしょうか。

被害があった地域の住民は、春になって、また熊が現れるのでは

ないかと不安を抱えていることを、しっかりと御認識いただきたいと思います。そして、そういった不安を払拭するためにも、個体数管理捕獲の実施内容については、事前に県民に明らかにすべきと考えます。

そこでお伺いします。クマ緊急対策事業として行う春期における個体数管理捕獲について、実施体制や実施場所、捕獲目標数など、具体的な計画内容について、杉田生活環境文化部長にお伺いいたします。

続けて熊対策ですが、先ほど御紹介した国のパッケージでは中期的に取り組むことの一つとして、熊の生息環境の保全整備が掲げられ、人の生息圏とのすみ分けができる環境を確保する、とされています。

すみ分けを図るためには里山の再生が重要であり、新年度予算案に計上されている竹林整備実証モデル事業にも期待するものであります。

そこでお伺いします。昨年度からクマ対策緊急3箇年森林整備事業が実施され、熊とのすみ分けを図る森林整備が行われていますが、これまでの実績、課題を踏まえ、最終年度となる新年度はどのように取り組むのか、津田農林水産部長にお伺いいたします。

次に、ブランディング戦略についてお伺いします。

「寿司といえば、富山」ブランディング戦略は10年計画で、来年度は新たなフェーズに入ります。

昨日は北陸すしアカデミーが開校いたしました。人材育成と併せ、今後は県外へのPRが重要になります。

先日、嶋川議員から紹介がありましたが、昨年11月に1期生の有

志で北海道小樽市に視察に行きました。

小樽市には知事も何度も訪れているとのことですが、札幌市と違って都会の雰囲気はなく、人気スポットはコンパクトに集積し、海と山が近いなど、本県と親和性が高いところだと感じました。

小樽市には、小樽寿司屋通りといった何軒ものすし屋が並ぶ通りがあり、すし文化が根づいているだけでなく、北前船の寄港地ということで、すしだけでなく、昆布をフックとした本県のPR、認知度向上が期待できます。魚津や入善、朝日の漁協では、がごめ昆布を養殖する試みが始まっているところで、新たなコンテンツとして期待されます。

そこでお伺いします。すしのゴールデンルートを、小樽市をはじめ、北に延伸するような旅行商品を造成するなど、3大都市圏だけでなく、全国に幅広くPRしていく施策をさらに充実させていく必要があると考えますが、新田知事の所見をお伺いいたします。

次に、高校再編についてお伺いいたします。

先ほど庄司議員からも問題提起があったところですが、先日、令和8年度の県立高校全日制一般入試の志願状況が発表されましたが、全体で0.89倍という結果でした。要因分析は、2次募集が終わった後になると思いますが、県立離れの状況は深刻であり、県立高校の魅力向上、それは新時代とやまハイスクール構想の具現化であり、急ぐ必要があると思います。

また、今回の志願状況を見て思うのは、よく言われることですが、最近の生徒は行ける学校ではなく、行きたい学校を選んでいるのかなど。ではハイスクール構想が実現後の行きたい高校とはどこになるのか。それは、選択科目制という制度があり、校舎など学習環境

にも恵まれ、これまでにはなかった斬新な高校という意味でも、魅力的な大規模校になるのではないかと思うのです。

大規模校に志願者が殺到し、他の中小規模校の倍率が低迷するのではないかといったことが危惧されます。大規模校の設置に異を唱えるものではありません。定員を減員してはどうかと考えます。いずれも、昨年8月に提出した、我が会派のプロジェクトチームの提言内容にも合致するところであります。

そこでお伺いします。第2期、第3期の再編スケジュールを前倒しすること、また、大規模校の定員を減員してはどうかと考えますが、広島教育長の所見をお伺いいたします。

最後に、部活動の地域展開についてお伺いします。

県内市町村における部活動の地域展開の進捗度合いがまちまちな状況にあり、生徒のスポーツや文化芸術活動を行う機会に地域間格差が生じないように、県がリーダーシップを発揮すべき時期に来ていると考えます。

先日の寺口議員の質問に対し、教育長からは、県教委が作成している現行のガイドラインを改定するなどという御答弁があり、前向きに取り組んでいただけるものと思っております。

昨年末に、文科省から部活動改革等に関するガイドラインが出され、その中で、小学校や高等学校、特別支援学校の教師、事務職員などが希望に応じて指導者等として活躍できるよう、兼職兼業の許可の手続の円滑化を図ることが必要とされたところです。

そこで、お伺いします。

部活動の地域展開の受皿となる地域クラブでは、指導者やスタッフなどの人材不足が大きな課題となっているところですが、広域自

治体としてリーダーシップを発揮することが求められる県として、今後どのように取り組んでいくのか、現行のパスネットとやま及び部活動応援企業の登録数、活用状況と併せて教育長にお伺いいたしまして、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（武田慎一）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）立村好司議員の御質問にお答えします。

まず、指定管理者制度についての御質問にお答えします。

指定管理者制度の指定管理期間については、民間事業者の新規参入機会の確保を目的として、県民ニーズや社会経済情勢の変化への速やかな対応といった観点から、令和4年度から従来の原則5年間から原則3年間に見直しました。

この結果、今年度は2施設で、令和8年度も新たに2施設で民間事業者などが指定管理者となるなど、競争性の確保や多様な事業者の参入促進といった有効性が発揮されているものと認識しています。

一方で、議員も言及されましたが、令和5年度から実施しているサウンディング調査においては、設備投資や人材育成、定着などの観点から、5年以上の期間を求める事業者の声も寄せられていることは承知しています。長期間の指定は、安定した施設運営や中長期的な投資意欲の発揮というメリットも確かにあります。

このため、令和6年度からは県民サービス向上のため、特に必要と認められる施設は指定管理期間を5年間とし、昨年度3施設、今年度2施設において5年の期間で公募を行いました。

指定管理者制度の指定管理期間については、管理期間の長短のメリット、デメリット双方を踏まえつつ、各施設の特性や事業内容を

総合的に勘案して最適な管理期間を選択し、指定管理者制度が多様な住民ニーズに効果的、効率的に対応していくことができるよう、適切な運用に取り組んでまいります。

次に「寿司といえば、富山」ブランディング戦略についての御質問にお答えします。

折しもちょうど昨日、北陸で初めてとなる、寿司職人養成学校北陸すしアカデミーが開校したところでございます。

本県が掲げる「寿司といえば、富山」ブランディングをさらに発展させるためには、他の地域との差別化を図りつつも特色あるすし文化を持つほかの自治体と連携し、相互に強みを掛け合わせて発信することも効果的であると考えます。

こうした中、今年度、北九州市やＪＲ西日本とすし連携協定を締結し、ＰＲイベントを開催したところですが、すし決戦きっぷなどの旅行商品の販売や、両地域の回転ずし店による食べ比べ対決、さらには、本年５月の北九州空港から富山へのチャーター便の運航につながるなど、民間とも連携し観光面も含めた効果が生まれています。

ちなみにこの北九州空港発着の富山へのチャーター便は、発売即完売でキャンセル待ちと聞いております。それもかなりの価格設定なわけです。ここらは、我々役所ではなかなか思いつけない、どの辺りを狙い、どの辺りが値頃感であるかということ、やはりこれは民間ならではの知恵だと思います。

北海道と本県についてですが、歴史的、経済的にもつながりが深く直行便も運航されています。さらに、議員御紹介の北海道小樽市は、小樽寿司屋通りに代表されるように、すし文化が根づいていて、

本県とも北前船交易を通じた昆布文化などでも共通点があると承知しております。

こうしたことから、来年度、富山一札幌便の利用促進を図るため、北海道のメディアなどの誘致のほか、インフルエンサーを活用した北前船の歴史や昆布などのつながりの発信に取り組むとともに、県人会などとも連携し、両地域の交流促進に向けて取り組んでいきたいと考えます。

私からは以上です。

○議長（武田慎一）田中経営管理部長。

〔田中雅敏経営管理部長登壇〕

○経営管理部長（田中雅敏）私からは2問、まず外郭団体に関する指針についての質問にお答えいたします。

昨年度の包括外部監査では、県の行政機能を補完する役割を担う外郭団体に対しまして、県として外郭団体の意義や効果を定期的に検証すべき、また情報開示が不十分、こういった御指摘や意見を様々いただいたところでございます。

県ではこれまでも外郭団体に対しましては、経営状況等の把握や決算調査等を実施し、必要に応じて個別に助言等を行ってきたところでございますが、人口減少や社会経済情勢の変化、また県民ニーズの多様化、複雑化への的確な対応が求められること、県が掲げる政策と機動的に整合性を図っていく必要があること、こういった点などを踏まえまして、県として外郭団体への関わり方についての基本的指針を今月中に策定、公表いたしまして、令和8年度から適用する予定としております。

この指針では、外郭団体の適正な運営や県の人的・財政的関与に

関する指導等の基準を定めるとともに、外郭団体が県の政策目標や成果指標等と整合性を取りまして、中長期的な目標を設定すること、経営状況や成果を自己評価すること、また所管部局長がそれらを点検評価し、指導助言を行うことなどを盛り込むこととしたいと考えております。

この指針を活用することで、外郭団体の目的、目標を改めて捉え直し、県として外郭団体が担うべき役割やその在り方について継続的な検証を行うとともに、効率的、効果的、かつ自立的、安定的な法人経営の確立につなげ、県民サービスの向上、本県の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、県庁職員の兼業についての質問にお答えいたします。

御紹介ありましたとおり、昨年6月の総務省通知、営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する留意事項については、各地方公共団体において、職員個人の能力を最大限発揮するため、職員のニーズを把握し地域の課題や実情に応じて職員が兼業に取り組めるよう、理解と納得感を持って進めることが重要であること、また職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと、相反する利害関係を生じるおそれがなく、かつその他職務の公正を妨げるおそれがないこと、職員及び職務の品位を損ねるおそれがないことの3点の基本的な原則を満たすという前提の上で、営利企業の従業員との兼業や自営兼業についても認めることができることや、兼業が地域課題解決に寄与する点を踏まえ、県民の理解と納得を得られるよう法の範囲で創意工夫すること、詳細かつ具体的な許可基準の設定や公表が重要であることなどが示されたところでございます。

本県におきましては、令和元年に兼業に関する許可基準を国に準

じて明確化し、地域の防災・防犯活動や伝統行事などの社会貢献活動を認める運用を行っておりまして、令和6年度は54件許可しているところでございます。また、地域貢献活動休暇も鳥取県に次いで2番目となる昨年4月に創設し、職員の地域社会での活躍を後押ししているところでございます。

基準自体のさらなる見直しに当たりましては、兼業先との利害関係の確認、公務の能率低下を防ぐための健康管理や労働時間の把握の具体的な方法、また基準の公表による県民の信頼と透明性を確保することなど、整理すべき課題があると認識しております。

まずは、議員からも御指摘ありましたとおり、現行の許可基準を分かりやすく整理することが有意義と考えておりまして、他県の事例も参考にしながら、職員がより一層活躍できる職場環境の整備に向け取り組んでまいります。

私からは以上です。

○議長（武田慎一）杉田生活環境文化部長。

〔杉田 聡生活環境文化部長登壇〕

○生活環境文化部長（杉田 聡）私からは2問についてお答えいたします。

まず、県総合運動公園で実施しました社会実験などについての質問にお答えいたします。

県総合運動公園の魅力向上や、民間活力導入に向け実施しました社会実験は3件の応募がありまして、雪不足で中止となった1件を除いて2件で実施したところです。

10月に実施したカタールレ富山の練習の一般公開、選手によるファンサービス、飲食の提供を行ったイベントでは、来場者400人、満

足度97%と試合以外でも集客可能なコンテンツであることが確認できたところでございます。

2件目としまして、12月に実施した公園内で採取した落ち葉や木の実などを使っての工作や、たき火を楽しむイベントでは満足度100%となりましたが、参加者が85人と想定よりも少なかったことで、事前の周知や収支面での課題が残ったところでございます。

この結果、同公園は広い敷地と駐車場を有し、イベントには適していますが、天候リスクや採算面を考慮し、効果的な情報発信による集客数と収益の確保が必要であることが分かったところでございます。

また、新年度に指定管理者の公募を行う施設を対象としまして、昨年11月に経営管理部で実施されましたサウンディング調査では、この県総合運動公園、武道館施設については、民間事業者からは賃金・物価スライド制の導入など、コストリスクの低減などについて要望があったところでございます。

これらの結果を踏まえまして、新年度、指定管理者の公募に際しては、賃金・物価スライド制を導入するとともに、指定管理者が行う業務につきましては、通常業務に加えまして、魅力向上に資する自主事業の提案を求めたいと考えております。

具体的には、イベント実施や飲食提供サービスを必須項目としまして、また、任意の項目では、新たな設備などの設置やネーミングライツといった利便性、集客力、収益性などの向上につながる提案を求めたいと考えております。

今後、民間の創意工夫を最大限生かせる公募条件を整えまして、武道館整備を契機とした同公園のさらなる魅力向上を図ってまいり

ます。

次に、熊対策に関する質問にお答えいたします。

全国での熊による深刻な被害を受け、昨年11月に国で取りまとめられましたクマ被害対策パッケージでは、北海道などの一部地域で実施している春期における個体数管理捕獲、いわゆる春クマ捕獲を有効な手段として推進することが挙げられたところでございます。

これを踏まえまして、本県でも熊の出没リスクを下げるとともに、熊の捕獲技術の継承による人材育成を図るため、この春クマ捕獲を初めて本年実施することとしております。

具体的には、県が設置する捕獲専門チームの一つである、富山市の大山チームのメンバーを中心に、10名前後の体制により、富山市有峰地区で実施するものでございます。

捕獲方法は、谷越しに反対側の山の斜面にいる熊を見つけて、ライフルで狙撃の上、捕獲するものでございます。樹木に葉がなく、見通しが利き、雪が残っている時期は、白い雪を背景に黒い熊を効率的に探すことが可能であることから、実施時期は3月末から5月までの約2か月間を予定しております。

この狙撃方法は、遠距離先を狙う銃猟となるため、高度な狙撃技術と豊富な経験が求められるもので、捕獲目標数は10頭としており、10回以上の出動を予定しております。

現状では、この捕獲方法を実施できるハンターは限られていることから、意欲と技術はあるものの春クマ捕獲の経験のないハンターにも参加してもらい、技術継承の場にもなればと考えております。また、この有峰地区での捕獲実績も踏まえまして、他の地域への横展開が可能か検証を行い、県内の捕獲体制の強化につなげたいと考

えております。

引き続き、関係機関との連携を密にし、人身被害防止を最優先に熊の個体数管理に取り組んでまいります。

私からは以上です。

○議長（武田慎一）金谷土木部長。

〔金谷英明土木部長登壇〕

○土木部長（金谷英明）私からは、魚津市との群マネの試行に関する御質問にお答えいたします。

地域インフラ群再生戦略マネジメント、いわゆる群マネにつきましては、インフラメンテナンスを適切に行うため、複数の自治体のインフラや複数分野のインフラを大きくまとめまして、維持管理の効率化を目指す取組でございます。

新年度は御紹介いただきましたとおり、魚津市との間で、県道と市道のパトロールや小規模修繕につきまして、共通のクラウドシステムを用いて官民が情報共有し、道路管理を行う群マネを試行する予定であります。

狙いといたしましては、県道と市道を区別なく近隣箇所のパトロールや修繕を実施することで、スケールメリットを生かし効率的な管理を図るものでございます。

この業務の発注につきましては、まず県が魚津市を東西のエリアに分けて2つの事業者と契約した後、魚津市はそれぞれの事業者と随意契約を行う予定としております。

一方、魚津市内で県が行っている除雪でございますけども、3つの企業体と契約しておりまして、合計14社から構成されております。市の除雪の状況を見ますと、合計52社と契約されております。

道路管理の試行を予定している企業数2社と比べまして大幅に多いものですから、その調整にはやはり時間を要するものと考えております。

このほか、御提案の除雪業務を群マネで行う際には、求められる管理水準が市と県でやはり異なること、それから除雪機械そのもの、除雪する場所にも違いがあることがございます。課題はありますけれども、効果的、効率的にマネジメントする、群マネの考え方は重要と考えております。

新年度の試行状況や、市町村、建設企業の意向を踏まえまして、持続可能な除雪体制の構築に努めてまいります。

以上であります。

○議長（武田慎一）有賀厚生部長。

〔有賀玲子厚生部長登壇〕

○厚生部長（有賀玲子）私からは、手話リンクサービスの導入についてお答えいたします。

県では、平成30年の富山県手話言語条例の施行を契機に、聴覚に障害のある方が医療機関を受診し対面でのコミュニケーションを必要とする際、県が設置したタブレットを通じて手話通訳を行う、遠隔手話通訳サービスを令和元年5月より導入しております。

同サービスについては、令和2年に個人のスマートフォンでも利用できるように拡充し、令和5年より医療機関に限らず、行政機関への相談等にも利用できるように対象を拡大しております。

しかしながら、これまで7年間の利用実績が3件のみにとどまっていることから、引き続き、県聴覚障害者協会と協力して周知に努めていきます。なお、県庁内においては障害福祉課に専任手話通訳

者を配置しておりますので、来庁者の必要に応じて庁内への同行であるとか、手話通訳を行っているところであります。

御提案の手話リンクについては、聴覚に障害のある方が手話通訳オペレーターを介して電話するサービスであります。本日より富山県警察において、県内全ての交番、駐在所等にこのシステムが導入されると伺っています。これにより、勤務員が不在の場合であっても、交番等から自身のスマートフォンを用いて管轄警察署の職員と会話することが可能となるものであります。

議員御案内の本年6月に本県で開催されます第74回全国ろうあ者大会については、県もその経費の一部を助成することとしておりますけれども、手話リンクの県庁代表電話等への導入については、先ほど申し上げました遠隔手話通訳サービスの利用状況とも合わせて、当事者の方にとってより利便性が高いものになるように、それぞれの周知と環境整備に努めてまいります。

私からは以上です。

○議長（武田慎一）廣島教育長。

〔廣島伸一教育長登壇〕

○教育長（廣島伸一）3問いただきましたうち、まずフリースクール等を活用した場合の出席扱いについてお答えいたします。

県教育委員会では国の通知に基づきまして、令和6年4月に御紹介いただきました不登校児童生徒支援の手引きを作成したところでございます。これにおきまして、学校外の公的機関や民間施設に通所する場合や、自宅でICT等を活用した学習活動を行った場合につきまして、児童生徒の社会的自立につながっていること、また、学校と保護者との間に十分な連携協力関係があることなど、不登校

児童生徒の指導要録上の出席扱いとすることができる一定の要件を示し、市町村教育委員会を通じて全ての小中学校への周知普及に努めたところです。

令和6年度の国の調査によりますと、教育支援センターやフリースクールなどの学校外での機関などで相談指導を受けた不登校児童生徒のうち、指導要録上の出席扱いとなった割合は、御言及のありました全国12.1%でございます。本県は前年比3.5ポイント増の17.9%という状況でございます。

県教育委員会といたしましては、手引きの策定とその普及ということで、学校外の活動であっても指導要録上の出席扱いになる場合があるという認識は一定程度深まっているものと考えておりますが、さらなる理解の促進も必要であろうと思っております。手引きでは、これも御指摘いただきましたが、各市町村教育委員会においてもガイドライン等を策定することが望ましいとしているところです。

県教育委員会としては、このようなガイドライン等が市町村から学校に示されることによりまして、不登校児童の状況に応じた支援の充実が図られることにつながるのではないかと考えております。

今後市町村教育委員会にこの手引きの周知を図っていきまして、適切な出欠の取扱いがされるよう促してまいります。

次に、新時代とやまハイスクール構想のスケジュール等の見直しについてお答えいたします。

新時代とやまハイスクール構想は、幅広い方々から5年にわたりお聞きした御意見を踏まえ、令和20年度に向け段階的、計画的に3期に分けて再構築を進めるとしております。

一方で、実施方針では国の高校教育改革に関するグランドデザイ

ンも踏まえながら、社会情勢の変化や今後の中学校卒業予定者数の状況などに応じて、必要な場合は見直しを行うとしているところです。構想の進捗、推進に影響を及ぼすような変化があった場合等においてはその状況分析の上、柔軟に見直したいと考えております。

こうした中、再編のスケジュールの前倒しにつきましては、これは新たな学校づくりの準備期間の確保ということも考えなくてはなりません。そういうことも踏まえますと慎重に対応する必要があると思っております。

大規模校の定員でございますが、その特長である、多様な学習内容を選択できる機能を果たすために必要な規模を確保することを前提に考えていくべきものと思っております。またこれと並行して、大規模校に限らず、その他の中、小規模校も、より魅力ある新時代ハイスクールとしていく必要がございます。

今後も教育環境の大きな変化が予想されます。そうした中で本県の教育実績を生かしつつ、こどもまんなかの視点から、県立高校には何が必要かということを考えまして、御指摘いただいた項目などについても状況に応じて柔軟に対応していくことが、新時代とやまハイスクール構想を着実に推進していく基本であろうと思っております。

目標に掲げました、新時代に適応し、未来を拓く人材の育成の実現に向け、少子化が進む中におきましても生徒に多様な選択肢を提供できるよう、引き続き丁寧に検討を進めてまいります。

最後に部活動の地域展開についてお答えいたします。

中学校部活動の地域展開については、今、市町村で実情に応じた取組が進められております。

昨年12月に策定された部活動改革に関する国のガイドラインでは、県には広域自治体としてのリーダーシップの発揮や、県全体の改革方針の提示、市町村に対する支援などが求められております。

御指摘いただきました指導者確保のためのパスネットとやまでございますけれども、令和5年度の新たなシステムの運用開始以来、これまで75名に登録いただいております。また地域クラブに対しまして、指導者の派遣やその運営に協力いただけます部活動応援企業には、令和4年度の制度創設以来、これまで33団体に登録いただいております。それぞれ各市町村が行われている取組の支援につながっていると思っております。

県教育委員会としては、見直しを予定しております県のガイドラインにおきまして、新たな改革方針を示しますほか、指導者や応援企業などの掘り起こしにも努めまして、関係団体と連携し主体的に取り組まれる市町村を支援し、県全体での部活動の地域展開を進めてまいります。

以上になります。

○議長（武田慎一）川西こども家庭支援監。

〔川西直司こども家庭支援監登壇〕

○こども家庭支援監（川西直司）私にはこどもまんなか条例の理念の実現に関して、2つの御質問をいただきました。

初めに、フリースクール等の認証制度についての御質問にお答えをいたします。

県では不登校など様々な困難を抱える子供の居場所づくりを支援するため、フリースクール等の開設経費や特色ある取組を支援する補助を実施しておりますほか、今年度は意見交換会や相談会を開催

しまして、情報発信や認知度向上にも取り組んでまいりました。

さらに今年度実施しました実態調査の結果を踏まえまして、新年度には、フリースクール等こどもの居場所づくり検討会を設け、幅広く御意見をお伺いしながら、様々な支援の在り方について議論を進めていく考えでございます。

議員御提案の認証制度につきましては、法令上の統一基準がない中で、県が一定の質を担保する基準を設けて認証することは、子供や保護者の安心につながりますとともに、事業者が社会的信用を得ることにも寄与するものと考えております。

一方で、画一的で過度の基準を求めることになってしまいますと、多様性というフリースクール等の特性を損なうおそれもあるところでございます。このため、検討会におきましては多様性や独自性を尊重する視点を大切にしつつ、認証制度や運営費支援につきましても、主要な検討課題の一つとして幅広い観点から検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、民間事業者が設置、運営する放課後児童クラブに関する支援についての御質問にお答えいたします。

放課後児童クラブの利用料は、経営主体が決めるものでございますが、運営費補助単価が同じでありましても、サービスやコスト等に違いがあり、民設と公設との間で差が生じる場合がございます。例えば公設の場合ですと、学校の空き教室で実施することなどによりコストが抑えられ、利用料が民設よりも低くなることなどが考えられます。

県内には放課後児童クラブが318クラブございますけれども、そのうち民間事業者が設置、運営するものは、10市町村で91クラブで

ございます。

実態としましては、公設と民設の利用料は、主に都市部では差が大きい傾向がございます。ただ多くの市町村では差が少ないという状況も一方でございます。また、差がある場合でありましても、希望した公設クラブに入所できなかった場合などに利用料を補助する自治体もあるところでございます。

放課後児童健全育成事業は、実施主体でございます市町村が地域の実情も踏まえて体制整備を行っておられまして、利用料も含めた在り方については、経営主体や市町村の自主性を尊重したいと考えております。こうした実態について、市町村と情報共有してまいります。

県といたしましては、市町村の整備計画を踏まえながら、引き続き、施設整備や運営費への支援、放課後児童支援員の資格研修会の実施による人材確保や育成、また支援制度の情報提供等を通じまして、民間クラブへの支援を行ってまいります。

また、放課後児童対策のさらなる充実に向けまして、国に対しても、安定的な運営や人材確保のための補助制度の充実等について要望してまいります。

私からは以上でございます。

○議長（武田慎一）津田農林水産部長。

〔津田康志農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（津田康志）私からは、クマ対策緊急3箇年森林整備事業についての御質問にお答えします。

里山林の整備は、熊などの野生動物の人里への侵入を抑制するだけでなく、至近距離での突発的な遭遇を減らすなど、人とのすみ分

けに一定の効果があるとされております。

このため県では、平成19年度から水と緑の森づくり税を活用した里山林の整備を行っておりますが、令和4年度には熊等の移動経路と想定される河岸段丘等を事業の対象地域に加え、さらに令和6年度からは電気柵の設置も可能としたクマ対策緊急3箇年森林整備事業を行っております。

森づくり税を活用した里山林整備の実績は、これまでの19年間で4,322ヘクタールとなっており、うちクマ対策緊急3箇年森林整備事業では、2年間で里山林整備42ヘクタールと、電気柵設置4,410メートルを実施しております。新年度では、里山林整備が121ヘクタール、クマ対策事業では15ヘクタールの整備と電気柵1,200メートルの設置を予定しております。

里山林の整備の課題としては、これはクマ対策事業には限りませんが、整備後の管理を地域住民の皆さんにお願いすることを想定しておりますので、人口減少や高齢化などにより整備や管理に必要な労力の不足、それから高コスト化が課題となっております。

特に竹林は人が入り込めないほど混み合い、整備やその後の管理に多くの労力を要することから、新年度予算案では効果的かつ低コストで竹林整備と管理を行えるよう、竹林整備実証モデル事業にも取り組むこととしております。

人と野生動物のすみ分けを図るには、豊かな森づくりが大切でございます。今後とも市町村や地域の要望等を踏まえ、里山林の整備等の取組を進めています。

以上です。

○議長（武田慎一）以上で立村好司議員の質問は終了しました。

暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩